

多古町社協だより

令和 2 年(2020)

第**123**号

発行 令和 2 年 10 月 1 日



『まごころをお届け』  
**食事サービス**



## お元気ですか? 食事サービス

ひとり暮らし高齢者等の方々に、安否・見守り活動のため、保健推進員・運転ボランティアの方のご協力で食事サービスを行っています。いつもは保健推進員さんの手作り弁当をお届けしますが、今回は新型コロナウイルス感染症予防のため、道の駅あじさい館キッチンTAKOさんのご協力でお弁当を作って頂き、訪問いたしました。



主な内容

- 2ページ 共同募金
- 3ページ 敬老会中止のお知らせなど
- 4ページ ふれあい交流クラブ・寄付など

編集・発行

社会福祉法人  
**多古町社会福祉協議会**

多古町多古777番地1  
電話 76-5940  
URL: <http://www.takoshakyo.jp/>

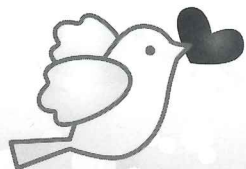
多古町社会福祉協議会のホームページをご活用ください。多古町社会福祉協議会

検索



# じぶんのまちをよくするしくみ

赤い羽根募金 運動期間(10月1日~12月31日)



町に愛を、胸に羽根を。



## 地域の福祉みんなで参加

赤い羽根共同募金は住民相互のたすけあいを基調とし、「だれもが住み慣れた町で安心して暮らすことができるまちづくり」を実現するため、民間の社会福祉事業を支援するための募金として「社会福祉法」に位置づけられ、全国一斉に展開されます。

今年も千葉県共同募金会多古町支会では目標額2,130,000円を設定し、「じぶんの町を良くするしくみ」をキャッチコピーに、広く募金運動を行います。

ご家庭、職場で、学校で、また街頭で、皆さまのご協力をお願いいたします。

皆さまからお寄せいただく寄付金は、地域福祉の充実のために役立てられています。

○寝たきりの高齢者や障害のある方々に対する在宅福祉サービス

○障害者の作業所や設備の機械購入

○ボランティアの育成活動支援

○災害被災地への支援金 など

## 募金は福祉事業・活動に！

皆さまから共同募金として寄付されたお金は、すべて県共同募金会に納付します。

次年度に県共同募金会より約30%が広域配分として民間社会福祉施設の整備費などに、残りの約70%が地域に分配されます。

町社会福祉協議会では、この配分額により老人福祉事業、障害福祉事業、児童・青少年福祉事業など福祉活動を実施します。



### お年寄りの幸せのために

寝たきり高齢者の方々や、身体の不自由な人たちに車椅子、介護ベッドなどを貸し出しするための機材購入費用。

70歳以上の高齢者を対象とする敬老会などの事業費用に、また高齢者生きがい対策費用。

### 障害を持つ人や子供たちの幸せのために

体の不自由な人たちに見舞い品の贈呈、多古町親子ふれあいの会教室、小中学校の福祉教育活動助成、社会福祉大会開催などの費用。



## 平成31年度決算(赤い羽根共同募金)

【収入】 (単位：千円)

科目	決算額	説明
共同募金配分金収入	1,817	赤い羽根共同募金配分金

【支出】

科目	決算額	説明
児童青少年福祉活動費	380	学校等団体助成
老人福祉活動費	733	敬老会助成 高齢者いきがい対策費等
身体障害者(児)福祉活動費	250	ねたきり身体障害者(児)見舞金 多古町親子ふれあいの会助成等
社会福祉大会運営費	433	社会福祉大会運営費
共同募金活動費	2	共同募金活動費

## 平成31年度決算(歳末たすけあい)

【収入】 (単位：千円)

科目	決算額	説明
共同募金配分金収入	1,214	歳末たすけあい募金配分金 (前年度繰越金含む)

【支出】

科目	決算額	説明
保護世帯見舞金	228	準要保護世帯(26世帯)
町内施設見舞金	240	社会福祉施設(16施設)
見舞品	100	障害者(児)
被災者見舞金	90	全壊1件・半壊7件
地域福祉活動費	60	ふれあい交流クラブ
次期繰越金	539	令和元年度へ

科目		決算額	説明
災害支援制度配分金	収入	486	災害支援制度配分金
	支出	486	災害ボランティアセンター運営費

## 歳末たすけあい募金にご協力を!

ことしも12月1日から全国一斉に展開されます。多古町社会福祉協議会では、区長さんや民生委員さんのご協力を頂き運動を展開します。

この運動は、歳末の時期にあたり援助を必要とする多くの方々が明るい正月を迎えられるよう、支援活動を推進するものです。

皆さまのご協力をお願いします。



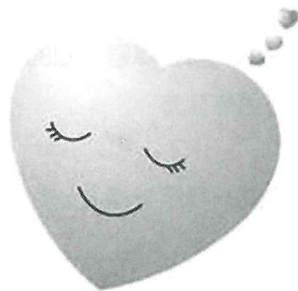
## ホームページにアクセス

あなたの募金があなたのまちのどこに役立てられているか、配分事業についてホームページでご覧いただけます。



[www.akaihane.or.jp](http://www.akaihane.or.jp)

赤い羽根データベース『はねっと』をご覧ください。



## 各地区での敬老会中止のお知らせ

各地区社会福祉協議会では、毎年敬老会行事を行っています。

しかし、本年度は新型コロナウイルス感染症のため、出席者や関係者の方々の健康と安全を第一に考え、敬老会の開催を中止することといたしました。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



# ふれあい交流クラブ

## ～ふれあいや仲間づくりの場～



社会福祉協議会では、70歳以上でひとり暮らしの高齢者（または日中ひとりになってしまう高齢者）や外出機会の少ない高齢者を対象に、外出機会を確保して楽しい仲間づくりを目的とした「ふれあい交流クラブ」を行っています。毎月1回の開催で、常磐・中地区に続いて7月から久賀地区でも始まりました。

現在は、感染対策を行いながら開催しておりますが、体操や手工芸をしながらおしゃべりを楽しみ、ふれあいの場となっています。年に何度かは、外出行事も行っています。



参加してみたい方は、ぜひお問合せください。

- ◆開催日 毎月第2水曜日：久賀地区  
第3火曜日：常磐地区  
第4火曜日：中地区
- ◆時間 午前10時～午後2時頃  
開催時間にあわせて送迎します。
- ◆利用料 参加費として1回500円
- ◆問合せ 多古町社会福祉協議会 ☎76-5940



## 善 意のご寄付 ありがとうございます

「福祉活動に役立ててください」と、次の方々から寄付金をいただきました。

ありがとうございます。

7月1日～8月31日 (敬称等略)

・多古町老人クラブ連合会 多古第一地区

18,915円

・匿名 品物

## 多 古町心配ごと相談所

\*担当相談員が無料で相談を行なっています。

\*電話（70-6071）での相談も行なっています。

### お気軽にどうぞ

とき：毎週水曜日 13:30～15:30

ところ：多古町社会福祉協議会

## 外 出支援サービスをご利用になりませんか

多古町社会福祉協議会では、国の許可を得て福祉車両による病院や施設などへの送迎を有料で行うサービスを実施しています。

■利用対象者 町内在住で、単独では公共交通機関の利用が困難な次の方

- ①介護保険法の要介護認定を受けている方
- ②身体障害者手帳の交付を受けている方
- ③肢体不自由・内部障害・精神障害・知的障害により、単独での外出が困難な方

■利用の手順

登録手続き→利用申請→利用券購入→利用

■利用料金

基本料300円と乗車1キロ当たり30円の合計金額

問合せ

多古町社会福祉協議会

☎76-5940

